

## Ⅱ 乳幼児期における教育・保育の充実

家庭だけでなく地域、学校、企業等、社会全体で子育てに関わり、その中で子どもが健やかに育つ地域・社会づくりを目指します。

### 1 社会全体で子育てをする気運の醸成

#### ■ 施策の方向

少子化は社会全体に大きな影響を与えると考えられることから、子どもは社会が育てるとの理念のもと、少子化のもたらす様々な影響や、子どもがいきいきと健やかに育ち子育てに夢がふくらむ環境づくりの推進について、様々な機会をとらえ広報・啓発に努めます。

また、子育てに対する社会的評価を高めることにより、地域社会の教育力を取り戻し、社会全体で子育てを支援します。

#### ■ 重点施策

##### (1) 社会全体で子育てをする気運の醸成

地域、学校、企業等、社会全体で子どもの健やかな成長を支援する社会を目指して、「ももっこカード」(おかやま子育て家庭応援カード)の広域利用を含めた普及啓発を実施するとともに、父親の育児参画や孫育てを促進するための体験型イベントの開催や、「岡山県子どもを健やかに生み育てるための環境づくり推進協議会」の構成団体など関係機関との連携・協働による社会全体の気運醸成、「おかやま子育て応援宣言企業」の登録促進や普及啓発等を通じ、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進します。

また、子どもや妊娠中の方をはじめ誰もが暮らしやすい、ユニバーサルデザイン<sup>(注)</sup>に配慮した地域社会づくりや、すべての子どもが人格を持った一人の人間として尊重されるよう、様々な機会を通じて子どもの人権に関する啓発活動を推進します。

さらに、学校、市町村、ボランティア等関係機関・団体との連携を強化し、「地域の子どもは地域でまもり育てる」との意識の下、地域での青少年健全育成活動の取組を推進します。

##### (2) 地域の教育力の向上

近年の核家族化や、地域における人間関係の希薄化により、子どもを取り巻く地域の教育力の低下が指摘されています。

このため、子どもが幅広い人間性を身につけるよう、学校・家庭・地域が連携・協働しながら、子どもを核として、地域の大人たちが様々な体験や交流活動の機会を提供する取組を推進します。

(注) ユニバーサルデザイン:「ユニバーサル(すべての、普遍的な)」と「デザイン(計画、設計)」との複合語。「年齢、性別、能力、国籍など個人の特徴にかかわらず、はじめから、すべての人にとて安全・安心で、利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインする」という非常に幅広い意味で使われる概念。

## 2 乳児期の保育、幼児期の教育・保育の充実等

### ■ 施策の方向

すべての子ども・子育て家庭を支援するため、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域における子ども・子育て支援の充実を図ります。

県民の多様な保育ニーズに対応するため、きめ細かな保育サービスの提供ができるよう市町村の支援を行うとともに、保育や子育てを支援する人材の確保と育成に取り組みます。

### ■ 重点施策

#### (1) 子ども・子育て支援新制度<sup>(注1)</sup>の推進等

新制度の推進にあたっては、地域全体の子育て家庭のニーズを的確に把握し、これに対応した良質な教育・保育施設や子育て支援事業を総合的に提供できるよう、実施主体である市町村を、国とともに重層的に支援します。

また、利用者が適切な施設・事業等を円滑に利用できるよう新制度に関する情報提供に努めるとともに、幼児教育・保育の無償化に係る取組など、国と市町村と連携し、円滑な事業実施に努めます。

#### (2) きめ細かな保育の充実

地域の多様なニーズに対応するため、延長保育、一時預かり、休日保育、病児・病後児保育等、きめ細かな保育サービスの提供が行われるよう市町村を支援するとともに、障害のある子ども等に対して適切な対応ができるよう、必要な支援を行います。

また、認可外保育施設に対する指導監督の強化を行い、保育の質の確保・向上に取り組みます。

#### (3) 待機児童解消に向けた取組の推進

市町村が行う認定こども園や保育所の施設整備への支援及び保育士の確保等による受入児童数の拡大を図るとともに、待機児童の多い1・2歳児の保育所等への受け入れを促進し、待機児童の解消に繋げます。

また、岡山県待機児童等対策協議会を設置し、市町村と連携を図りながら、保育所等利用待機児童の解消に向けた取組を推進します。

#### (4) 保育人材の確保と資質向上

保育士の待遇改善を進めるとともに、「県保育士・保育所支援センター」を核として、潜在保育士の掘り起こしと就業支援及び、現在働いている保育士の離職防止を推進し、保育士の確保に取り組みます。

また、保育士等の資質や専門性の向上を図るため、保育所等の職員に対する研修を実施するとともに、認可外保育施設の質の確保、向上を図るための研修を行います。

さらに、保育士や子育て支援員など子どもに携わる職員の研修の充実により、子どもの発達段階に応じた健康で豊かな人間性を育み、多様な保育ニーズへの対応や地域の子育て家庭への相談等にも応じることができる人材の養成・確保に努めます。

## ○特定教育・保育<sup>(注2)</sup>及び特定地域型保育<sup>(注3)</sup>を行う者の必要見込数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育教諭	2,155人	2,241人	2,326人	2,415人	2,564人
保育士	7,056人	6,866人	6,679人	6,479人	6,263人
幼稚園教諭(※)	1,383人	1,349人	1,321人	1,291人	1,274人

※特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを含む。

## (5) 就学前教育の質の向上

平成29年3月に「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が改訂されました。この改訂において、幼児期に育みたい資質・能力や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が共通して示されたことで、乳幼児期における教育及び保育の内容の一層の整合性が求められるようになりました。あわせて、子どもの発達を長期的な視点で捉え、子どもの育ちと学びの連続性を重視した小学校教育との円滑な接続を目指すこととされています。

そのため、「幼児教育センター」を拠点として関係機関等と連携を図りながら、教育、保育に携わる人材の資質向上に向けた研修の充実に取り組むとともに、市町村において作成された接続カリキュラムの実施・改善のための取組への支援を行うことで、生涯にわたる人格形成の基礎を培う就学前教育を充実させていきます。

また、保護者に対し、幼児教育の情報提供を図り、幼児期の育ちや子どもとの関わり方について保護者や地域住民等の理解を深めていきます。

## (6) 岡山県子ども・子育て支援事業支援計画の推進

子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の教育・保育の量的拡充と質的改善を図るため、今後、必要と見込まれる教育・保育の量とその提供体制の確保の内容、認定こども園の設置目標、教育・保育の推進に関する体制の確保などを定めます。

### ① 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

令和2年度から令和6年度までの教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期(以下「確保方策」という。)を定めます。

#### (ア) 教育・保育の提供区域

幼児期の教育・保育の量の見込みとその確保方策を定める単位として教育・保育の提供区域(以下「県区域」という。)を設定します。

県区域は、市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画(以下「市町村計画」という。)において定める教育・保育提供区域を勘案して、隣接市町村における広域利用の実態も踏まえ、市町村を1つの単位として設定します。

#### (イ) 各年度における幼児期の教育・保育の量の見込みとその確保方策の設定

量の見込みとその確保方策については、県区域ごとに、市町村計画における数値を基本として、以下の区分ごとに定めます。

- 
- (注1) 子ども・子育て支援新制度:①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設、②認定こども園制度の改善、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援(「地域子ども・子育て支援事業」)の充実等を柱として、平成27年4月からスタートした制度。
- (注2) 特定教育・保育:市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」が行う教育・保育。(認定こども園、幼稚園、保育所)
- (注3) 特定地域型保育:市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」。(家庭の保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)

区分				量の見込みの内容									確保方策の内容					
1号認定児	満3歳以上で保育の必要性がない就学前子ども 【教育を必要とする子ども】 (法第19条第1項第1号)	特定教育・保育施設(注1)（認定こども園及び幼稚園に限る。）に係る必要利用定員総数 ※特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを含む。									特定教育・保育施設及び幼稚園 (特定教育・保育施設に該当するものを除く。)							
2号認定児	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども 【保育を必要とする子ども】 (法第19条第1項第2号)	特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)に係る必要利用定員総数 ※認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。									特定教育・保育施設							
3号認定児	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども 【保育を必要とする子ども】 (法第19条第1項第3号)	年齢区分ごとの特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)及び特定地域型保育事業所(注2)(事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数の合計数 ※認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。									年齢区分ごとの特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。)							

## ○幼児期の教育・保育の量の見込みとその確保方策

### 【県計】

(単位:人)

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳																
① 量の見込み	必要利用定員総数	18,122	27,416	4,491	19,174	17,676	26,749	4,469	19,312	17,301	26,194	4,473	19,309	16,918	25,716	4,475	19,192	16,694	25,441	4,470	19,119
	特定教育・保育施設	21,512	29,242	4,011	15,227	21,275	29,579	4,101	15,625	20,790	29,911	4,064	16,238	20,566	29,700	3,987	16,513	19,749	29,635	3,927	16,649
	確認を受けない幼稚園	3,110				3,110				3,110				3,110				3,110			
	地域型保育事業		478	1,325			484	1,461			530	1,535			536	1,621			542	1,727	
	認可外保育施設	416	77	424		416	77	404		416	77	404		416	77	404		416	77	404	
	企業主導型保育施設	492	263	771		492	273	791		492	273	791		492	273	791		507	278	801	
計		24,622	30,150	4,829	17,747	24,385	30,487	4,935	18,281	23,900	30,819	4,944	18,968	23,676	30,608	4,873	19,329	22,859	30,558	4,824	19,581
(2) - (1)		6,500	2,734	338	▲1,427	6,709	3,738	466	▲1,031	6,599	4,625	471	▲341	6,758	4,892	398	137	6,165	5,117	354	462

※2号認定児のうち、「幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの」については、1号で集計。

※認可外保育施設には、市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている施設を計上。

### 【県区域】

※県区域ごとの量の見込みと確保方策は p.71-p.77 に記載

(注1) 特定教育・保育施設:市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」。(認定こども園、幼稚園、保育所)

※ 施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

(注2) 特定地域型保育事業所:市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が「地域型保育事業」(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)を行う事業所。

## ②認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、必要に応じて、認定こども園への移行を促進しつつ、地域における教育・保育の利用状況と利用希望に沿って教育・保育施設の利用が可能となるよう以下について定めます。

### (ア)目標設置数、設置時期

市町村において、施設の移行希望も踏まえて教育・保育の供給体制の確保の内容を設定していることから、原則、市町村が必要と見込む認定こども園の設置数を県の目標設置数とします。

#### ○県区域ごとの目標設置数等

区域名	設置済み数 (H31.4.1現在)	目標設置数				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設	施設	施設	施設	施設	施設	施設
岡山市	39	45	49	52	57	62
倉敷市	16	22	24	24	24	24
津山市	5	5	5	5	5	5
玉野市	6	6	6	6	6	6
笠岡市	2	4	4	5	6	11
井原市	0	0	0	0	0	0
総社市	2	2	2	2	2	2
高梁市	3	3	3	3	3	4
新見市	7	7	7	8	8	8
備前市	7	8	8	8	8	8
瀬戸内市	1	2	2	3	3	3
赤磐市	2	2	2	3	3	4
真庭市	11	11	11	11	12	12
美作市	1	1	3	3	3	3
浅口市	5	5	5	5	5	5
和気町	0	0	0	0	0	0
早島町	0	0	0	0	0	0
里庄町	0	0	0	0	0	0
矢掛町	0	1	1	1	1	1
新庄村	0	0	0	0	0	0
鏡野町	2	2	2	2	2	2
勝央町	0	0	0	0	0	0
奈義町	0	0	0	0	1	1
西粟倉村	0	0	0	0	0	0
久米南町	0	0	0	0	0	0
美咲町	0	0	0	0	0	0
吉備中央町	2	2	2	3	3	3
県計 (27区域)	111	128	136	144	152	164
岡山市・ 倉敷市	55	67	73	76	81	86
岡山市・ 倉敷市以外	56	61	63	68	71	78

### (イ)認定こども園への移行に係る需給調整

子ども・子育て支援法に基づく基本指針第三の四の2により、認定こども園や保育所の認可・認定については、県区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が、「量の見込み」で定めた必要利用定員総数に既に達しているか、又は、認可・認定によってこれを超えると認める場合には、認可等をしないことができるとしています。(需給調整)

ただし、幼稚園や保育所から認定こども園への移行の認可等の申請があった場合には、上記にかかわらず、県区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が「量の見込み」で定めた必要利用定員総数に、「県計画で定める数」(上乗せ数値)を加えた数に達するまでは認可・認定を行うこととされています。

#### ○基本的な考え方

市町村において、施設の意向も踏まえ、既存施設から移行が必要な認定こども園については、教育・保育の供給体制の確保の内容に見込んでいることから、県は、市町村が認定こども園への移行を見込んでいるものについては、原則、認可・認定することとします。

#### ○幼稚園からの移行に対する対応(2号・3号認定分の上乗せ)

新たな認定こども園の設置が、需給調整とならないよう数値を定めます。

県区域(岡山市及び倉敷市を除く。)ごとに「確保方策」が「量の見込み」を超える最大値を上乗せ数値として設定します。

#### ○保育所からの移行に対する対応(1号認定分の上乗せ)

1号については大幅な余裕があることから、確保方策に計上されていないものは、すべて需給調整案件として、認可・認定の要否を個別に判断します。(1号認定の上乗せ数値は定めない。)

#### ③子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴い創設された子育てのための施設等利用給付<sup>(注)</sup>の円滑な実施には、県と市町村の情報共有など緊密な連携が不可欠であるため、きめ細やかな協力体制を構築するよう努めます。

#### ④教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の役割、提供の基本的な考え方等

すべての子どもたちの健やかな育ちを保障するためには、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を十分に提供できる環境が必要となることから、県では、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援について、更なる質・量の充実に努めます。

---

(注) 子育てのための施設等利用給付:「子どものための教育・保育給付」の対象外である、認可外保育施設・預かり保育事業などの施設・事業であって、市町村の確認を受けたものを、市町村の認定を受けた子どもが利用した際に要する費用を支給するもの。

## ⑤教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携

質の高い教育・保育を提供するためには、地域における事業者同士の密接な連携が必要であり、中でも認定こども園、幼稚園及び保育所については、地域の中核的な役割を担うことが求められています。

また、小規模保育事業等の地域型保育事業については、原則として満3歳未満の児童が対象となります。これらの子どもが満3歳以降も適切に質の高い教育・保育を受けるためには、認定こども園や保育所等が緊密かつ円滑に連携する必要があることから、県では、市町村に対し、これらの事業者に対する積極的な関与を促します。

## ⑥認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携

認定こども園、幼稚園及び保育所で行われている幼児期の教育は、遊びを通して身体感覚を伴う多様な活動を経験することで豊かな感性を養い、生涯にわたる学習意欲や学習態度の基礎となる好奇心や探求心といった教育の基礎を培うものです。

遊びを中心とした幼児期の教育と、教科等の学習を中心として、社会において自立的に生きる基礎を培う小学校教育は、円滑に接続されることが求められます。

このため、認定こども園、幼稚園及び保育所が、それぞれの役割を果たすとともに、それらの施設と小学校との間で、就学前の子どもの実態や指導方法等について理解を深めつつ、広い視野に立って就学前の子どもの教育について、方向性を一つにし、相互に連携、協力することが必要です。



### 3 地域ぐるみの子育て支援の推進

#### ■ 施策の方向

地域は、子どもにとって、社会性や自主性を培う重要な場であることから、様々な体験や活動を十分行うことができるような環境を整備するとともに、地域における人材の養成確保に努めるなど、家庭や子育ての問題を地域全体のものとしてとらえ、すべての子どもと子育て家庭を地域ぐるみで支援していきます。

#### ■ 重点施策

##### (1) 子育て支援ネットワークの充実

民生(児童)委員、主任児童委員、愛育委員、栄養委員、子ども会・スポーツ少年団、子育てに関するNPO等のボランティアや保健師等の専門職など地域の関係者が連携して地域全体で子育て支援ができる体制づくりを推進します。

また、地域における育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター<sup>(注1)</sup>事業の充実に向けた市町村への支援のほか、子育て経験者である「子育てサポーター」や子育て支援ネットワーク、子育て中の親が気軽に相談できる体制の整備や子育てサークル活動への支援等により、地域で子育て家庭を支援するネットワークづくりを図ります。

さらに、大学等が有する知的資源、人的資源やそのネットワーク、施設等を活用して行う特徴ある取組を「子育てカレッジ」に指定し、産・学・民・官の協働による地域ぐるみの子育て支援の取組を支援します。

##### (2) ふれあいの拠点づくり

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場である地域子育て支援拠点<sup>(注2)</sup>の増加を図ります。

また、地域子育て支援拠点のネットワークづくりを進めるとともに、地域の様々な子育て支援関係者との連携や必要な人材の育成に努めます。

さらに、地域の幼稚園や保育所、児童館等において、子育てに関する講座や相談、高齢者や障害者とのふれあいなどを推進し、親と子の育ちの場の提供を進めます。

##### (3) 地域における人材の養成・確保

子育て支援ネットワークづくりや子育て支援組織育成等に必要な人材、また、「子育てサポーター・リーダー」<sup>(注3)</sup>など、地域で子育て中の親の相談相手となる人材等ボランティアの養成や地域づくりを支援する専門職の養成・確保に努めます。

また、共働き家庭が増える中、孫育てに積極的な高齢者の力が必要とされています。こうしたことから、三世代同居あるいは近居など、子育てを応援する環境づくりを進めます。

また、地域の子育て支援機能の充実を図るために、支援の担い手となる人材の育成・確保を図ります。

(注1) ファミリー・サポート・センター：乳幼児や小学生の子どもを有する子育て中の労働者や主婦などを会員として、送迎や放課後の預かりなどの相互援助活動を行う組織。

(注2) 地域子育て支援拠点：子育て親子の交流の場の提供、子育て相談、地域の子育て関連情報の提供及び子育てに関する講習等の事業を行う施設。既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携して、子育て全般に関する専門的な支援を行う施設や、常設のひろばを開設し、うち解けた雰囲気の中で相互に交流を図る場を提供する施設などがある。

(注3) 子育てサポーター・リーダー：子育てやしつけに悩む保護者の相談や支援活動を行っている「子育てサポーター」で、その資質向上を図る養成講座を受講し、各地域の子育てサポーターのリーダー的存在として活躍していただいている方。

## (4) 経済的支援の推進

次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため児童手当を支給するとともに、幼児教育・保育の無償化に係る取組など、国と市町村と連携し、円滑な事業実施に努め、国制度では対象とならない3歳未満児の第3子以降の保育料の無償化又は軽減措置の拡大に取り組む市町村を支援し、子育て世帯の経済的な負担感の軽減を図ります。

子どもの健康の保持・増進を図り、健やかな成長を支援するため、子どもの医療費の負担を軽減します。

### 主要指標

項目	現状	目標	担当課
ももっこカード(おかやま子育て家庭応援カード)の新規協賛店舗数	84店舗(H30)	年100店舗	子ども未来課
子育てが楽しいと感じている(「いつも楽しい」、「楽しいと感じるときの方が多い」)人の割合*	65.6%(H30)	75%	子ども未来課
保育士・保育所支援センターが関わった保育所等への就職者数	87人(H31.3)	520人	子ども未来課
ファミリー・サポート・センター実施市町村数(市町村間の相互利用を含む。)	21市町(H31.3)	24市町村	子ども未来課
子育て支援員育成数(子育て支援員(地域型保育、一時預かり、地域子育て支援拠点で従事)研修修了者の数)	414人(H31.3)	1,200人	子ども未来課

\* 5年に1回実施する県民意識調査により把握するもの。